

アーカイブ（廃棄物編）の構成（案）について

1 記録の対象とする廃棄物について

- (1) 掘削調査により発見した廃棄物
 - ① 平成 17 年度 西市道平坦部調査で発見されたドラム缶および一斗缶
 - ② 平成 19 年度 ブロック掘削調査で発見されたドラム缶
 - ③ 平成 22 年度 有害物調査（試掘調査）で発見されたドラム缶
- (2) 特定支障除去等対策事業（平成 24 年度から令和 2 年度）により発見した廃棄物
 - ① 掘削し選別せずに処理した廃棄物
 - ② 掘削し選別して処理した廃棄物

2 特定支障除去対策事業の基本方針を決定するため実施した有害物調査について

- (1) 有害物調査の基本的な考え方
- (2) 有害物の定義
 - ① 特別管理産業廃棄物相当物
 - ② 土壤環境基準超過物
 - ③ ドラム缶等
 - ④ 液状廃棄物浸潤土等
- (3) 有害物調査の方法
 - ① ボーリング調査
 - ② 高密度電気探査
 - ③ EM 探査（電磁探査）
 - ④ 試掘調査
- (4) 有害物調査の結果
 - ① ボーリング調査
 - ア 揮発性有機化合物（VOCs）
 - イ ひ素
 - ウ ふっ素
 - エ ほう素
 - オ ダイオキシン類（DXNs）
 - ② EM 探査（電磁探査）
 - ③ 試掘調査

3 有害物調査結果を踏まえた特定支障除去対策事業について

- (1) 生活環境保全上の支障およびそのおそれについて
- (2) 対策基本方針および対策工法について

表1 支障およびそのおそれに対する対策基本方針および対策工法について

支障等	支障等の原因	対策基本方針	対策工法			
①汚染地下水拡散	廃棄物土からの有害物溶出	有害物掘削除去	<ul style="list-style-type: none"> → 廃棄物土の掘削・選別・埋戻し → 有害物・廃棄物の処理処分 			
	底面からの漏出	底面透水層の遮水 側面透水層の遮水	<ul style="list-style-type: none"> → 底面粘土層の修復 → 側面透水層の遮水 			
	側面からの漏出	浸透水水位低下	浸透水処理	<ul style="list-style-type: none"> → 鉛直遮水工 → 底面排水管 → 浸透水貯留層+集水ピット → 浸透水揚水 → 浸透水処理 → 下水道放流 		
				周辺地下水の供給	周辺地下水流入抑制	<ul style="list-style-type: none"> → (側面透水層の遮水) (鉛直遮水工)
				雨水の流入	雨水流入抑制	<ul style="list-style-type: none"> → 覆土工
	②廃棄物の飛散流出	廃棄物の露出 急勾配法面の崩落	覆土工 法面整形	<ul style="list-style-type: none"> → 法面整形 		
③硫化水素ガスによる悪臭	ガス生成原因物 水の供給 嫌気化 未覆土	原因物掘削除去 浸透水水位低下 酸素の供給 覆土工	<ul style="list-style-type: none"> → (上記対策を講じることにより、硫化水素ガスの生成・拡散を抑制) 			

4 掘削調査および特定支障除去対策事業により発見した廃棄物の種類および量について

- (1) 掘削し選別せずに処理した廃棄物

① 廃棄物土

- ア 特別管理産業廃棄物相当物（特別管理産業廃棄物判定基準超過物）
- イ 土壤環境基準超過物
- ウ セメント混合廃棄物土
- エ 旧栗東町一般廃棄物処理場埋立物



図1 土壤環境基準超過物の範囲 (例)

② 廃棄物

- ア ドラム缶
- イ 一斗缶
- ウ 医療系廃棄物
- エ 廃安定器
- オ 廃コンデンサ
- カ 廃鉛蓄電池
- キ 燃え殻様物
- ク 廃石綿等
- ケ 廃石膏ボード
- コ 廃消火器
- サ 廃ガスボンベ



図2 ドラム缶の発見場所（例）

(2) 掘削し選別して処理した廃棄物

- ア 可燃物（廃プラスチック類、紙・布、木くず）
- イ 不燃物（金属くず、ガラス陶磁器くず）
- ウ 選別土のうち土壤環境基準超過物（ふっ素）
- エ 資源化物（金属くず）
- オ 埋戻再生資源（コンクリートガラ、栗石）

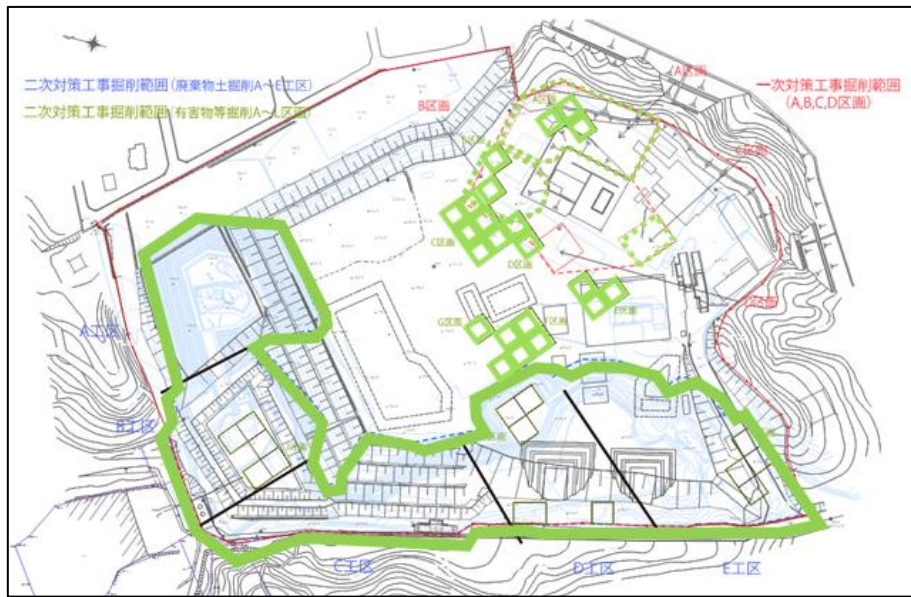


図3 選別し処理した廃棄物の掘削範囲（例）